

内務省特報



◎地方行政協議會規程

去ル七月一日内閣ニ於テ地方行政協議會規程左ノ通定メタリ

地方行政協議會規程(内閣達)

第一條 地方行政協議會ノ會議ノ日時及場所ハ會長ノ命ヲ承ケ主

幹ヨリ之ヲ通知スルモノトス

第二條 協議會ハ其ノ運営上適當ト認ムルトキハ定例會議日ヲ設

クルコトヲ得

第三條 地方行政協議會令第五條ノ場合ニ於ケル關係委員ノ範圍

ハ會議ノ都度會長之ヲ定ム

第四條 協議會ノ議案ハ會長ノ指揮ヲ承ケ主幹及幹事ニ於テ之ヲ

作成スルモノトス

委員ニ於テ協議ヲ求メントスル事項アルトキハ豫メ案ヲ具シ文

書ヲ以テ之ヲ會長ニ提出スベキモノトス

第五條 委員ハ努メテ會議ニ出席スベキモノトシ地方行政協議會

令第六條ノ規定ニ依リ代理者ヲシテ會議ニ參與セシムルハ已ム

ヲ得ザル事由アル場合ニ限ルベキモノトス

第六條 會長ハ會議ノ議長ト爲リ議事ヲ主宰ス

會長事務アルトキハ主幹前項ノ職務ヲ代理ス

地方行政協議會令第五條ノ規定ニ依ル會議ノ場合ニ於テハ會長

ハ事宜ニ依リ其ノ指名スル關係委員ヲシテ議長ノ職務ヲ行ハシ

ムルコトヲ得

第七條 委員ハ議事ニ際シテハ大局的見地ニ立チ協調ノ精神ヲ以

テ之ニ當ルベキモノトス

第八條 協議會ハ決議ヲ以テ意思決定ヲ行ハザルヲ例トス

第九條 特ニ決議ヲ要スル場合ニ於ケル議事方法ハ會議ニ諮リ會

長之ヲ定ム

決議ヲ行フ場合ニ於テハ地方行政協議會令第六條ノ規定ニ依ル

委員ノ代理者ハ之ヲ出席委員ト看做シ決議ニ加ハラシムルモノ

トス

第十條 會長ハ事案ノ性質ニ應ジ當該地方ノ隣接地方ニ於ケル都

廳府縣長官又ハ其ノ代理者ノ出席ヲ求メ會議ニ於テ意見ノ陳述ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ者ハ之ヲ參與委員ト稱ス

第十一條 會長ハ關係官吏其ノ他適當ト認メタル者ヲシテ會議ニ出席セシメ必要ナル説明又ハ意見ノ陳述ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 協議會ノ議事ヲ發表スル場合ニ於テハ會長ノ指揮ヲ承ケ主幹之ヲ行フモノトス

第十三條 地方行政協議會令第六條ノ規定ニ依ル代理者ハ事案ノ性質ニ應ジ當該事項ノ主任官ヲシテ之ニ當ラシムルヲ例トス

第十四條 會長ハ協議會ノ處理事項中重要ナルモノハ隨時内閣總理大臣ニ之ヲ報告スベシ

前項ノ規定ニ依リ内閣總理大臣ニ報告シタル事項ハ内務大臣ニ之ヲ通報スルト共ニ其ノ他ノ各廳ニ關係アル事項ハ之ヲ當該關係廳ニ通報スベシ

第十五條 本規程ニ定ムルモノヲ除クノ外會長ハ協議會ニ關シ必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ得

◎地方長官會議

地方行政の畫期的強化刷新を目的とする地方行政協議會設置後初の全國地方長官會議は七月十九日内閣總理大臣官邸に開催、この朝午前七時大達東京都長官はじめ九地方行政協議會長は二班に分れ明治神宮に靖國神社に參拜、かくて午前八時

大達都長官以下一都一府二廳二府四十三縣各長官四十九名、瀨楠大阪府地方參事官以下九地方參事官、上瀨朝鮮總督府殖産局長、平松忠清北道、碓井黃海道、下飯坂平安南道各知事、森部臺灣總督府總務局長、森田臺中知事、三浦關東局總長、加藤憲兵司令官は

首相官邸に參集、政府側から東條首相始め各閣僚、内閣四長官、井上技術院總裁、各省次官出席、劈頭東條首相より左のごとく國內諸般の施策に關する訓示を行ひ、政府の決戰非常段階に對處すべき不退轉の決意を披瀝し、ついで重光外相は現下の國際諸情勢に關する詳細なる説明を行ひ、終つて同九時十五分一旦會議を打ち切り同九時四十分一同打揃つて宮中に參内、同十時 天皇陛下には西溜ノ間に出御、一同に列立拜謁仰付けられ、長官等は恐懼感激して御前を退下した、同十時三十分再び首相官邸に參集會議を開き、まづ山崎農相から現下喫緊の課題たる食糧増産に關し農林當局の意向を詳細説明して地方長官の積極的協力を要望、各長官側からもそれ〴〵發言あり、隔意なき意見の交換が行はれ午前中の日程を終了、正午東條首相以下各閣僚と晝食を共にした、午後一時再開、岸商相より企業整備に關して説明を行つた後協議を遂げ、ついで午後三時より東條首相始め各省大臣と膝を交へた懇談會に移り食糧増産、企業整備その他戰力増強方策に關聯する當面の要務に關し中央地方一體となつて目的の達成に遺憾ならしむ

べく熱心な意見の交換が行はれた、同五時半内相官邸における安藤内相始め内務當局との懇談に移り、地方行政協議會議設置に伴ふ地方行政の運営方式に關し種々協議を遂げこの日の全日程を終了した。

◎地方長官會議に於ける東條内閣總理大臣の訓示

去る七月十九日の地方長官會議に於ける東條内閣總理大臣がなされた訓示の要旨は左の通りである。

東條内閣總理大臣訓示の要旨

過般臨時議會の開院式に當り、特に優渥なる勸語を拜し、まことに恐懼感激に堪へぬ次第である、我々は謹んで聖旨を奉戴致し全力を擧げて職責の遂行にあたり、以て速かに聖慮を安んじ奉らんことを期せねばならぬ、今や大東亞においてはソロモン、ニューギニア方面において、激烈なる戰鬥が續けられてゐるが、この間歐洲各方面においても死闘を繼續してゐるのである、これらを通じて觀察し得る世界戰局は凄烈なる決戦に次ぐに決戦を以てし眞に息づまるが如き狀況を呈しつつある、敵米英の反攻は豫て期してをつた所であるが、今やその壓力は輕視すべからざるものがある。

困苦克服、戰爭遂行

しかして此の際特に見逃してならないことは困難は獨り我のみに存するのではなく敵また我以上の困難を包藏して居ること

ある、戰爭の深刻なる影響は彼我ともに存するのであり、これを克服して戰爭を敢行し戰力増強に邁進する勇猛心あつてこそ始めて勝利が齎されることを深く銘記すべきである、此の秋に當り帝國としては戰爭指導上最も努むべきことは、緒戰の戰果により急速に累加せられたる戰力要素を愈々強化すると共に、盟邦との提携を益々強化しつゝどこまでも強靱性を發揮し、粘り強く敵に痛撃を加へ續けることである

しかしてこの戰爭指導の要諦に基き今や皇軍はその戰略的優位を全幅活用して、反攻する敵戰力の減殺を圖り、重要據點の防衛を益々強化すると共に、着々として積極的作戰を準備し、好機に乗じてさらに敵に致命的痛撃を加へんとしてゐる、かゝる情勢下に處し、我々國民の進むべき途はいよ／＼一致協力、更に進んで大東亞十億の民を結集し、かつ共榮圏内の資源を急速に戰力化し、以て戰爭遂行の要求を遺憾なく充足するにあるのである、これらはいづれも容易の業ではない然しながら我々は是が非でもこれを成し遂げねばならない、幸ひにして、我々に課せられたるこの大事業は、御秘威の下わが陸海軍將兵の善謀勇戰と、銃後官民一致の奮闘努力とにより、着々として具現せられてゐるのである。

大東亞施策、積極化

私はさきに中華民國、滿洲國及び比島を訪問致し次で今般泰國及び南方諸地域を歴訪して道義の大施の進む所、大東亞の民族は到

も、心から喜んで我に協力しつゝあるを見、また大東亜の巨大なる資源の着々として戦力化せられつゝある實情に觸れ、大東亜戦争は必ず勝ち、大東亜建設は必ず成るの確信をいよく固めた次第である。

大東亜の諸國家諸民族のこの誠意と協力とに應へ、帝國はこれ等諸國家、諸民族の福祉のためにいよく積極的なる施策を進め、益々大東亜の結果に、共榮圈の確立に邁進せねばならない。あくまでも道義に基いて、大東亜諸國家諸民族を米英の桎梏より解放するの努力を続けなければならないのである。政府のこの大方針の下に、今日まで大東亜の施策に當つて參つたのである、今後共いよくこれを積極化して行く所存である。

施策の二大目的

ひるがへつて國內の情勢を觀るに舉國決戰態勢の日に月に強化せられつゝあるは御同慶に堪へない所である、然し乍ら、時局の重大なるを思ふの秋、更に工夫し、更に努力する餘地は、今尙少くないのであつて、この點に關しては、政府もさらに一段の努力を要するものと痛感してゐるが、同時に特に第一線行政に任ずる諸君の格別なる努力を切望してやまない、申すまでもなく政府は戰時國民生活の安定確保および戦力の急速なる増強の二大目的を以て國內各般の施策を實行致して居るのであるが現下の情勢においては主要食糧の自給強化と、企業整備を伴ふ急速なる戦力増強

とを中心として速かに強力なる施策を行はんとしてゐるのである。而してこれが實行は現下の戦局に鑑み極めて神速果敢なるを要する、主要食糧の自給強化に就いて全國農民諸君の食糧増産に對する並々ならぬ努力に對しては、常に深く感謝致して居る次第である、然しながら昨年の未曾有の豊作にも拘らず、今日までの施策をもつてしては、尙米麥等主要食糧の自給自足の態勢を整ふるに至つてゐない、よつて政府は、米麥のみならず、甘藷、馬鈴薯等をも含めて畫期的の増産をはかることと致したのである、どうか、この政府の意圖を體し、管下の國民を率ゐらゆる手段を講じてさらに、食糧増産のために、邁進せられんことを切望する。

企業整備の強化

次に戦力増強のための企業整備については、すでに支那事變勃發以來、逐次實施せられ、今日に至つたのであるが戦局の進展に伴ひ、従來行ひ來つた企業整備を、さらに急速に擴充強化せねばならなくなつた。

今回の企業整備の目的は、飽くまでも、戦力増強にあり、帝國の經濟力全體を、眞に有機的に働かせ、人の力は素より、資材動力、輸送力等、一切を擧げて、例外なく戦力増強に貢獻せしめんとするのである、すなはち老若男女一人残さず、適材適所の配置に就いて、戦力増力に參加せしむると共に遊休建物または遊休機械を根絶し一切の冗費或は無駄を排除し、あらゆる物

を擧げて戦力増強に密與せしめんとするのである、今回の措置たるや、洵に靈期的のものであつて、これにより一億國民に一人として、戦力増強に貢獻せざるものなからしむると共に施設機具等は擧げて戦力増強に活用するの産業決戦體制は、整備せらるるのである、一億國民は、職域においてこそ、異なるものがあつても齊しく戦力増強に参加し戦争遂行に貢獻するの光榮を擔ふこととなつたのである、かくて、轉廢業する人も、從來の企業に繼續従事する人も、ひとしく、その職域において、文字通り一億總進軍に参加することとなり、一億國民一人一人の努力如何は、直接に戦力の増強に、戦争の遂行に、至大の影響を齎すこととなつたのである。

地方第一線において企業整備の實施に當らるゝ諸君におかれてはどうぞ、以上の趣旨を體し、適切果敢なる措置に出でられたい、今回の整備の及ぶ所は、極めて廣範圍であり、ひさしきに互る業を廢し長きに及ぶ職を去るなど、私情においてまことに忍び難きものあることは固より想像するに難くない、どうか諸君は、國家の切實なる要求を體し特に企業整備により轉廢業する人々の身となり、その心持を察し、苟くも失業救済といつた儼な、事務的な考へ方に陥ることなく、眞に、大戦争下の大きな政治の一環として、躬を以て、此の仕事に當られたい、又同時に、一般國民に對しては、同胞相扶け相勵まし相俱に、苦難を頒つて、御奉公する

の忠誠の熱意を昂揚せられんことを切望してやまない。
圓滑な運用要望

また私は常に申してある所であるが、何事につけても人の力、特にその精神力が根本である、今回の企業整備に當つても、眞にその効果を發揮するためには、國民の士氣昂揚が根本なのであるこの點に鑑み、諸君におかれては今回の企業整備により、こゝに始めて、一億國民は一人残らず戦力増強に缺くべからざる一員となる所以を篤と關係者に諒解せしめ、この上共、國民士氣の昂揚に、一段の努力を致されたいのである。

なほ今回の企業整備の實施に當つては、政府は必要に應じ強制的方途をも講ずること致したが、廢止または休止すべき業者ならびにその従業員の轉換活用については、適當なる措置を講ずると共に不當なる損失を蒙り、またはその生活に脅威を受くるが如きこと無きを期するため必要な財政的措置を講じ、更に企業整備に關聯して、放出せらるる資金の浮動購買力化することを防止すると共に、經濟界の安定を期するため、特別の工夫をなして居るのであつてこれが實施に當つては、克く、この趣旨を體し、圓滑なる運営を圖られんことを切望する。

新機構の活用

つきに地方行政制度の問題についてであるが東京都制は本月一日より實施せられ、新しき行政機構は順調なる發足を見た、政府

はこの機會に、各地方都廳府縣間はもとより、さらに進んで特別地方行政官廳の所管にも互つて、行政の綜合連絡調整を圖り、これらの地方官廳を擧げて渾然一體となり、戰時地方行政の振作に邁進し得る如く、所要の手續を執つた。

今や地方行政は、大東亞戰爭開始以來、いよ／＼重要な度を加へ、ます／＼運用の調整を要望せらるるに至つた、現下の緊迫せる情勢下においては、地方官廳相互の連絡を密にし、地域的にも職域的にもいやくも割據の弊に陥るがごときことは、これを絶無ならしむるを要するのである、今回の新制度はなるべく地方制度の現状を維持するとともに、この必要に應ぜんとするものであり、政府は地方各官廳の者が、道府縣の風土、民情に適應せる施策を行ひ、特別地方官廳も、また十分に、その機能を發揮するとともに、相互に協力眞に一丸となつて行政の運営に當ることを、期待するものである。

地方行政協議會において、さしあたり處理すべき事項としては食糧の増産および需給確保に關する事項、重要産業の生産擴充に關する事項、陸海輸送力の強化に關する事項、その他各地方において戦力増強及び國民生活確保上特に必要と認めらるる事項等がある、政府においては各地方協議會の圓滑なる運用を期待するとともに、政府と地方協議會長との連絡を密にし、中央地方一體となつて戦力増強に邁進せんことを期し、さらにこの際、中央より

地方に移讓するを適當とするものは進んでこれを移讓せんことをも考慮してゐる、もとより政治は生き物である、この緊迫せる戦局の進展に伴ひ、何時如何なる事態が発生するかは、圖り知ることは出来ない、しかもこの如き事態に臨み、措置宜しきを得るは戰爭遂行上極めて重大なる要件である、どうか機に臨み變に應じ思切つて、本協議會の活用を圖られんことを切望する。

重大時局下における官吏、特に地方長官以下の職務の要領については、私は機會ある毎に、率直に所信を披瀝したがこの機會に重ねて、所懐をのべ、諸君の職務の參考たらしめんと思ふ。全智全能の創意を

第一に、行政の主眼は國家の要求に即應し、國民をして明朗なる雰圍氣の裡に、各々、その本分を盡して御奉公せしむるに存する、このためには、行政官たるものは中央に在ると、地方に在るとを問はず常に國家全體の要求を諒知するとともに、各般の實相、特に民心の趨向を審にし眞に親心をもつて、行政に當らなければならぬ、ことに現下のごとく、内外の事象が、廣汎かつ急激に變化する時代においては、一に、各般の實相を把握するによつてのみ適切なる行政の運営を期し得るのである。

第二に、現在我々の直面してをる戦争の實相を觀るに、武力戦においても、思想戦においても、國民生活の方面においても、平時の考へ方、從來の物差の尺度では律し切れない、勝たんがために

は不可能を可能とし、生産戦にも、科學技術戦にも、あらゆる部門において、機先を制して常に敵をして我に一籌を輸せしむることが、緊要であるのである、このため常に考へを柔軟にし、從來の考へ方を超越して、全智全能を總動員して、創意を遺憾なく發揮しなければならぬ。

綱紀振肅の責あり

第三に、物的戦力の重點の増強には、計畫經濟を絶対に必要とする、しかしてこれら國家諸計畫は、悉く官吏の責任において、樹立せられ運営せられる、したがつてその責、誠に重大である、すべからず官吏は、この責任觀につき深刻に反省し、萬難を排し渾身の力を致して、陛下の官吏としての本分を果されたい。

第四に官吏の綱紀は常に嚴肅なるを要するが、戦時下特にその必要を痛感せられる、官吏の綱紀の弛緩は直に國民の士氣に影響し、國內結束に間隙を生じ戰爭遂行に及ぼすところ甚大なるものがある、部下各級官吏の統督指導上、細心の御留意を御願ひする。

終りに臨み重ねて一言する、戰爭の勝敗を決する根本的要件は人の力、特にその意思の力に存する、諸君は地方行政の第一線において、躬をもつて、部下官吏を指導し、管下國民を誘拔し、不拔の必勝の信念の下、益々戰意を強靱にし、あくまでも艱難を克服し、ひたすら戦力を増強し、眞に前線銃後一體の實を發揮し、速

かに聖戰目的を達成し、聖慮を安んじ奉らんことを期せられたい。

◎地方長官會議に於ける安藤内務大臣の訓示

訓示の要旨

各種行政の綜合調整といふことは、言ふは易くして而もその實行には種々の困難が豫想せらるるのであるが、この制度運営の要諦は結局人にある、殊に本協議會の運営上地方長官各位の占めらるる地位は極めて重要であると信するので、各位におかれては各地區内地方長官相互の連絡を緊密にすることは固より、他の特別官廳の人々をも誘導し又これと協力し、本協議會の效用を十分に發揮するやう御盡力の程の希望する。

本協議會の運営方法等に代ては成る可く地方の裁量にお任せ致し、地方の實情に即する有効適切なる運営を期待する次第であつて、中央より彼此と細かい指示を致すことは極力これを避け度い、また地區の分け方等についても地方によつては物資の交流その他の關係等より觀て必ずしも理想的でない點もあらうかと思ふが、かゝる場合においてはこの區域に拘泥することなく、關係地區相互間の連絡協調に十分意を須みられ適切な御措置を煩し度い。

食糧の増産ならびにその配給については戦局の前途を思ふとき、國內における主要食糧の自給自足態勢を確立することが何よりの

急務であるが、これが實現は洵に容易ならざることである。しかもこれが成否の論は一に懸つて、行政の第一線に立たれる地方長官各位の熱意と努力とに在ると存するのである、何卒現下食糧問題の重要性に鑑みて増産計畫の完遂に邁進せられんことを切望して已まない次第である。

次に、今回の企業整備はその範圍、その規模より考へて社會に與ふる影響は相當大なるものがある、何卒これが實施に當つては當業者の心得、民心の動向等に深き省察を加へられ、また關係各廳間の連絡にも萬全を期せられたい。

◎地方長官會議に東條首相の要望

東條首相は七月十九日の地方長官會議の席上、食糧増産對策につき左の如く四項目に分けて地方長官としての心構へを説いた。

一、戦局の現段階において食糧問題は特に重大である、政府としてもさきに食糧増産應急對策、諸類統制機構の改訂等につき關議決定をなし爾後着々實施に移してゐる、食糧確保は單にわが一億國民が戰爭遂行上必要とするのみならず、大東亞十億の民を結集して一大戦力を發揮せしめるためにも必須不可缺のことであり、日本國民は終始この點に思ひをいたさねばならぬ。

一、政府は今日までしばしば言明した如く米、麥、甘藷、馬鈴薯および雜穀等重要食糧品の増産に關してはあらゆる努力を拂ひ、その實效を擧げつゝあるが、地方長官としては、その産物を完全

に消費部面に向け、いさゝかも不用に損失せざる様工夫、注意を拂ひ、凡ゆる方策によつて増産を圖ると同時に、保存特に配給面、消費面において、萬全を期せよ。

一、全智全能を傾けること單に兵器にのみ限らず、食糧においても同様である、政府はさきに農機具を五大重點産業資材と同列に取扱ふ旨を言明したが、それにしても各兵器にも代用資材が矢繼早に發見されてゐる現狀に鑑み、農機具についても鐵にのみ頼つてをらず代用品の發見に努めねばならぬ。

一、中央は必要の大綱のみ指示するに止めるから、些細の點に關しては地方長官において十分の責任をもつて、命令を適切に運用して臨機應變、適時、適切なる處置に出られんことを望む。要するに政府としては食糧の最少限度を保證し、責任をもつて、今次聖戰完遂に當つてゐるが、各府縣においては不足の地方もあらうが、創意、工夫によつて時難を克服されたし、樺太、沖繩等離島において特に然りである。

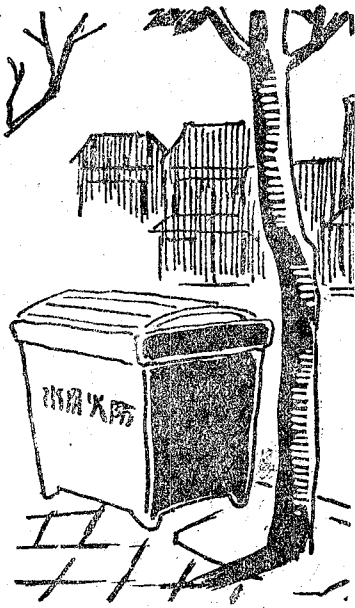
◎九長官協議會

戰爭下重要施策の滲透徹底を期して實施された地方行政新制度下初の地方行政協議會長會議は、地方長官會議の後をうけて七月二十日午後零時半から首相官邸に開催された。

坂北海、内田東北、大達關東、前田北陸、吉野東海、河原田近畿
横山中國、相川四國、吉田九州の九會長、沖野北海、曾我東北

相馬關東、辻山北陸、永野東海、楠瀬近畿、加藤中國、土肥四國、田中九州の九地方參事官政府側から東條首相以下各閣僚、内閣四長官出席

まづ東條首相の挨拶があり、ついで、地方行政協議會の運營方法を中心に生産増強、食糧増産、輸送力確保等當面の重要施策の遂行に關し政府側と會長側との間に種々意見を交換午後二時半散會した、尙引續き沖野、曾我、相馬、辻山、永野、楠瀬、加藤、土肥田中の九勅任地方參事官は唐澤内務次官を中心に協議會の運營に付協議懇談した。よつて會長、參事官は直ちに歸任の上この會議で決定された方針に基きそれ〴〵地方行政協議會開催の準備を進め、地方の特殊事情に即應した綜合行政の強力な運用に乘出すこととなつた。



○若葉吟社詠草

山道を辿り來にけり藤の茶屋	翠山
山低し遙かに仰ぐ藤見寮	同
汗拭ふや見晴し臺の藤の茶屋	靜如
花藤の揺れて靜けし鯉跳ねる	同
山霧の晴れて色濃し藤の花	東邊僕
忠信の鼓なまめく二の替り	同
大漁にはづむ潮來や藤の茶屋	露邨
潮の香の籬隣りや藤の家	同
藤棚の大房揺れつ池の茶屋	同
山門の傾くまゝに藤の棚	同
暮なづむ籬に白し藤の花	同
○	
藤棚に拗れば蜂の來りけり	野狐禪
叩かれて仰山聲や藤の茶屋	同
宿下りの覗く一と暮二の替	同
和事師に江戸の人氣や二の替	同